

岩谷科学技術研究助成の手引き

【助成金採択決定通知書を受領後、提出していただく書類】

①「研究助成に関する覚書」（採択決定通知と一緒に同封しています。）

いずれも署名捺印のうえ1通を貴方で保管し、もう1通をご郵送下さい。

提出締切：2022年12月14日

②「助成金担当部署連絡先用紙」

助成金振込業務に伴う手続きのため、貴大学・貴校の助成金寄附申込書担当部署のご担当者名及び連絡先を、【助成金担当部署連絡先】の用紙に入力し、メールでお送り下さい。担当部署宛に、寄附申込書等の助成金に関する書類を2023年2～3月末に郵送いたします。

提出締切：2022年12月14日

「岩谷科学技術研究助成マイページ」からダウンロードしてください。

【研究助成を受けるにあたり提出する書類】

①「岩谷科学技術研究助成金 使途計画及び会計報告書」

○予算の提出：研究の推進計画に応じて、2022年4月～2023年3月の予算を入力し、メールで提出して下さい。

提出時期の目安：2023年2月末～3月初め

○実績の提出：2023年4月～9月（上期）及び2023年10月～2024年3月（下期）の実績を半年毎にメールで提出して下さい。領収書の提出は不要です。

上期の提出時期の目安：2023年9月末～10月初め

下期の提出時期の目安：2024年3月末～4月初め

②「研究進捗レポート」

1年間の研究の進捗状況を入力し、メールで提出して下さい。

提出時期の目安：2024年3月末～4月初め

※やむを得ず研究期間の延長を希望する場合は、必ず事務局にご相談ください。

③「予算変更理由書」

当初申請した予算を変更する場合は、事前に申請してください。

変更申請に該当するのは以下の通りです。

A：40万円以上の使用予定が無くなった時 (1費目につき)

B：予定のなかった40万円以上の使用が発生する時 (1費目につき)

C：使用予定から40万円以上増額或いは減額になる時 (1費目につき)

D：研究期間の変更がある時

④「研究成果報告書」

助成金の支出および研究が完了した時にメールで提出して下さい。

提出時期の目安：2023年4月下旬

研究成果報告書は、毎年8月に刊行する冊子「研究報告書」に掲載し、

当財団のホームページにアップしますのでご承知おき下さい。

上記①～③の書式は、「岩谷科学技術研究助成マイページ」からダウンロードしてください。

④の作成要領は、マイページ下部『その他の資料』に掲載しています。

《助成金の振込時期について》

原則として2023年4月末から5月末までの間に、指定口座（個人の口座は除く）に一括で送金いたします。

《研究期間について》

2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間を基本とします。

《助成金の使途について》

○採択された研究テーマに関係する経費にのみ、使用してください。

（校費等と併用を検討している場合は必ずご相談ください）

○「校閲・論文投稿料」「研究発表のための会議参加費」は、それぞれ助成金総額の20%以内としてください。

○事前申請及び許可なく使途を変更した場合は、助成金の全額または一部の返還を求められますのでご注意ください。

○水道光熱費等を含む間接経費及び一般管理費（オーバーヘッド）は認めておりません。

○受給した助成金は、研究期間内に使い切るよう計画してください。

○助成期間内に本研究が完了しない場合や遂行が不可能になった場合、助成金の使用残高を返還してください。

《研究期間における注意事項》

（1）助成期間中に他の研究機関に異動する際には、速やかに財団に報告し、次のいずれかの手続きをとってください。

① 異動先において本研究を継続する場合

（イ）助成金が支給済みの場合は、新旧の研究機関同士で助成金及び購入備品等の移転手続きをとってください。

（ロ）助成金がまだ支給されていない場合は、異動先の所属機関の指定口座に送金いたします。

② 異動先において本研究を継続しない場合

異動先において本研究を継続しない場合は、助成金の受給資格は失効となります。

(イ) 助成金が支給済みの場合は、助成金の全額または一部の返還を
求める場合があります。

(ロ) 助成金がまだ支給されていない場合は、送金を中止いたします。

(2) やむを得ない事情により、助成期間の開始とともに本研究を開始出来ない場合、または
研究途中で一時中断する場合には、速やかに財団に報告し、次のいずれかの手続きを
とってください。

① 1年以内に研究を開始（再開）する場合

(イ) 助成金が支給済みの場合は、助成金及び購入備品等を厳正に
管理してください。

(ロ) 助成金がまだ支給されていない場合は、研究を開始（再開）する時に
助成金を送金いたします。

② 延期または中断期間が1年以上に及ぶ場合

1年以内に研究を開始（再開）出来ない場合、助成金の受給資格は失効となります。

(イ) 助成金が支給済みの場合は、助成金の全額または一部の返還を求める
場合があります。

(ロ) 助成金がまだ支給されていない場合は、送金を中止いたします。

(3) 助成金により購入した機器等は本研究の実情に応じて、これを実施する場所の所属機関に寄附
してください。

(4) 工業所有権等、本研究の成果による諸権利の取得に際して、当財団は権利を主張しませんが
当財団に必ず報告してください。

《研究成果の取り扱い》

当財団の助成研究については、関係学会等での積極的な発表をお願いいたします。また、発表論文には当財団からの研究助成を受けた旨を明記し、英文の場合は当財団の英語名称である「The Iwatani Naoji Foundation」の記載をお願いいたします。

《個人情報の取り扱い》

「個人情報保護に関する法律」「個人情報保護に関する基本方針」及び「公益財団法人岩谷直治記念財団が業務上保有する個人情報の利用目的」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めます。